

## 別表

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ (告示で定める福祉用具が必要な状態像)	厚生労働大臣が定める者のイに 該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3.できない」 該当する基本調査結果が無い場合、ケアマネジメントにより判断※
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3.できない」 基本調査1-3 「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3.できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3-1「1.調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外又は基本調査 3-2～3-7のいずれか「2.できない」又は基本調査 3-8～4-15のいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨の記載がされている場合も含む。 基本調査2-2「4.全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8 「3.できない」 基本調査2-1「3.一部介助」又は「4.全介助」 該当する基本調査結果が無い場合、ケアマネジメントにより判断※
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4.全介助」 基本調査2-1 「4.全介助」

※アの(二)及びオの(三)については、該当する認定調査項目が無い場合、主事の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー又は地域包括支援センター担当職員が判断します。